

## 川南町県外からの移住者支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この告示は、本町への定住を促進することにより、人口の減少を抑制し、もって活力ある地域社会を築くため、県外から本町へ移住した者に対し、予算の範囲内で川南町県外移住者支援補助金を交付することとし、その交付に関して補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 生活の本拠として住所を定め、生活実態を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に登録されていることをいう。
- (2) 賃貸住宅 住宅家屋の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
  - ア 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき設置された住宅
  - イ 社宅、官舎、寮その他の給与住宅
  - ウ 2親等以内の親族が所有する住宅
  - エ 短期賃貸住宅（賃貸借契約の期間が1年未満の住宅をいう。）
  - オ その他町長が補助金を交付することが不相当と認める住宅
- (3) 住宅の取得 町内に住宅を新築し、又は町内に所在する新築住宅若しくは中古住宅を購入し、かつ、自己を当該住宅の所有権を有する者として登記することをいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象者と生計を一にする世帯員全員が、平成27年7月1日以降に県外から町内に居住した者で、住民となった日において、過去1年間、県内に居住していないこと。
- (2) 自らが賃貸借契約を行った賃貸住宅又は取得した住宅に、平成27年7月1日以降に居住した者であること。

- (3) 生活保護の住宅扶助その他の公的家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 事業所の転勤による転入、季節労働等により一時的に転入した者でないこと。
- (5) 同じ住宅に居住する全ての者が、過去にこの告示による補助金の交付の対象とされたことがないこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、川南町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年川南町告示第44号）の規定による川南町地域おこし協力隊は、補助対象者とするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本町に居住していないことが明らかである場合その他、町長が補助対象として適当ではないと認める者は、補助金の交付決定はしないものとする。

（補助金の額）

**第4条** 補助金の額は、10万円とする。ただし、補助金のうち5万円は、川南町商工会の発行する商品券をもって交付するものとする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、住民となった日から起算して6月以内に、規則第3条の規定にかかわらず、川南町県外移住者支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 居住する住宅の賃貸借契約書又は建築請負契約書若しくは売買契約書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（併用住宅の場合に限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、助成対象世帯1世帯当たり1件とする。

（補助金の交付決定）

**第6条** 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成の可否を決定する。この場合においては、規則第4条の規定にかかわらず、川南町県外移住者支援補助金決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

**第7条** 前条の規定による交付決定を受けた補助申請者（以下「補助決定者」という。）は、規則第10条及び第11条の規定にかかわらず、川南町県外移住者支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

**第8条** 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その書類を審査し、補助金の額を確定する。この場合においては、規則第12条の規定にかかわらず、川南町県外移住者支援補助金確定通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第9条** 町長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、5万円を口座振替によって交付するものとし、残りの5万円を川南町商工会の発行する商品券をもって交付するものとする。

(委任)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

川南町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

川南町県外移住者支援補助金交付申請書

川南町県外移住者支援補助金交付要綱（ 年川南町告示第 号）第6条の規定により、必要書類を添えて川南町県外移住者支援補助金の交付を申請します。

記

従前の居住地				
転入年月日	年 月 日			
住居の別	賃貸住宅 ・ 持家			
世帯員	続柄	氏 名		生年月日 年 齢
	申請者	姓	名	年 月 日 ( 歳)
		姓	名	年 月 日 ( 歳)
		姓	名	年 月 日 ( 歳)
		姓	名	年 月 日 ( 歳)
		姓	名	年 月 日 ( 歳)
申請額	100,000円			

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

川南町長 様

住 所  
氏 名 印

誓 約 書

私は、この度の川南町県外移住者支援補助金の申請をするに当たり、川南町民として活力ある地域社会づくりに寄与することを誓います。

なお、川南町県外移住者支援補助金交付要綱（ 年川南町告示第 号）の定めを反し、補助金を不正に受給した場合は、補助金等の交付に関する規則第15条の規定により、返還することを併せて誓約いたします。

様式第3号 (第6条関係)

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

印

川南町県外移住者支援補助金決定通知書

年 月 日付で申請のありました川南町県外移住者支援補助金については、  
下記のとおり決定したので、川南町県外移住者支援補助金交付要綱（ 年川南  
町告示第 号）第7条の規定により通知します。

記

決定の内容	交付 ・ 不交付  不交付とした理由 ( )
申請者名	
住所	
交付額	金 100,000円 うち 川南町商工会商品券 50,000円分
補助の条件	補助金等の交付に関する規則第14条及び第15条の規定により、助成金の交付決定を取り消し、返還を求める場合がある。

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

川南町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

川南町県外移住者支援補助金実績報告書兼交付請求書

年 月 日付け (文書番号) で助成の決定を受けた川南町県外移住者支援補助金については、次のとおり実績報告を行うとともに県外移住者支援補助金を請求します。

記

- 1 居住開始日 年 月 日
- 2 請求金額 金100,000円  
うち川南町商工会商品券50,000円分
- 3 振込先

次の口座に振り込んでください。

金融機関	金融機関名		支店	注意
	普通	当座		
預金項目 口座番号	普通	当座		普通・当座のいずれかに○をつけてください。
フリガナ				申請者名義の口座を指定してください。
口座名義	姓		名	

様式第5号（第8条関係）

文書番号  
年 月 日

様

川南町長

印

川南町県外移住者支援補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました川南町県外移住者支援補助金については、下記のとおり確定しましたので、川南町県外移住者支援補助金交付要綱（ 年川南町告示第 号）第9条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金100,000円

うち川南町商工会商品券50,000円分